

## 日本中央競馬会インターネット投票に関する約定（即PAT会員）

（2026年3月30日改正）

### （目的）

第1条 この約定は、日本中央競馬会（以下「競馬会」といいます。）が提供する即PATの利用にあたり、利用条件その他必要な事項を定めることを目的とします。

### （適用範囲）

第2条 即PATの利用については、競馬に関する法規及びこの約定の定めるところによるものとし、加入者は、これらの内容を遵守する必要があります。

### （用語の定義）

第3条 この約定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）インターネット投票 インターネット接続端末によりウェブサイトを介して勝馬投票券の購入の申込みを行う投票方法をいいます。
- （2）即PAT インターネット投票により勝馬投票券を購入できるサービスをいいます。
- （3）即PAT指定口座 競馬会が別に定める銀行（以下「指定銀行」といいます。）の普通預金口座であって、第5条に定める口座振替契約を締結したものをいいます。
- （4）加入者 インターネット投票による勝馬投票券の購入が可能であり、その勝馬投票券購入代金について、即PAT指定口座から競馬会が指定する口座（以下「競馬会指定口座」といいます。）へ振り替える方法により決済処理を行う者のことをいいます。
- （5）開催日 中央競馬の開催日をいいます。
- （6）発売日 競馬法（昭和23年法律第158号。以下「法」といいます。）第21条の規定に基づき都道府県又は指定市町村から委託を受けて発売する地方競馬の競走に係る勝馬投票券の発売を行う日及び法第3条の2第1項の規定により指定された海外競馬の競走のうち本会が勝馬投票券を発売する競走に係る勝馬投票券の発売を行う日であって開催日以外の日をいいます。
- （7）休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年1月3日までの日をいいます。

### （節の定義）

第4条 この約定において「節」とは、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日又は期間をいいます。

- （1）開催日又は発売日が連続しない場合 当該開催日又は発売日1日
  - （2）開催日又は発売日が2日以上連続する場合 当該連続する開催日又は発売日を合わせた期間
  - （3）開催日（2日以上連続する場合を含みます。以下同じ。）と開催日との間の日が休日である場合 当該前後する開催日を合わせた期間
- 2 前項に定めるもののほか、前項に定める節の初日の前日から勝馬投票券の発売を行う場合にあっては、当該前日は当該節に含まれるものとし、最初に到来する開催日又は発売日（当該前日を含む）を当該節の初日として取扱うこととします。

### （口座の開設及び口座振替契約の締結）

第5条 加入者となることを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、あらかじめ、指定銀行に普通預金口座（競馬会が提供する他の電話・インターネット投票方式用に指定されている口座を除きます。）を設けなければなりません。

- 2 申込者は、勝馬投票券の購入に充当する予定の金額（以下「投票券購入資金」といいます。）を即PAT指定口座から競馬会指定口座に振り替えることを目的とした口座振替契約を指定銀行と締結しなければなりません。

（本人情報等の通知）

- 第6条 申込者は、加入の申込みに際し、氏名、住所、電話番号その他競馬会が必要と認める事項を、競馬会に通知するものとします。
- 2 前項に掲げるもののほか、申込者は、即PATの利用の際に使用する暗証番号を定め、競馬会に通知するものとします。

（加入者契約の締結）

- 第7条 前2条の規定による手続きのすべてが完了し、かつ、競馬会において必要な手続きが完了したときは、競馬会は、申込者に加入者番号、P-ARS番号、インターネット投票用パスワード（以下「INET-ID」といいます。）、受付URL、その他の必要な事項を通知するとともに、当該申込者を加入者とする契約（以下「加入者契約」といいます。）を締結するものとします。
- 2 前項の規定による契約締結後は、加入者は即PATを利用できるものとします。
  - 3 第1項の加入者番号、P-ARS番号、INET-ID及び受付URLは、競馬会の都合により変更することがあります。

（欠格事項）

- 第8条 次に掲げる者は、加入者となることができません。
- (1) 20歳未満の者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
  - (3) 精神の機能の障害により勝馬投票券を適正に購入するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - (4) 競馬に関係する政府職員、競馬会の役職員、法第3条の2の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う都道府県等の職員であって当該委託を受けた事務に従事する者、中央競馬に関係する調教師、騎手、調教助手、騎手候補者若しくは厩務員又は中央競馬の事務に従事する者
  - (5) 競馬に関する法律に違反して、罰金以上の刑に処せられた者
  - (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
  - (7) 法人
- 2 加入者は、前項の規定により加入者となることができない者（以下「欠格者」といいます。）となったときは、直ちに書面又は競馬会の指定する方法により競馬会に届け出なければなりません。
  - 3 競馬会は、第5条及び第6条の規定による手続きにおいて、申込者から通知された事項の内容に疑義があるとき、申込者が第27条に抵触し、又は抵触するおそれがあると認めるときその他競馬会が必要と認めるときは、当該申込者と加入者契約を締結しないことがあります。

（発売する勝馬投票券）

- 第9条 競馬会は、100円を単位として、別に指定する勝馬投票法の勝馬投票券を発売するものとします。

（発売要項等）

- 第10条 次の事項については、競馬会が別に定め、ホームページ等に掲示することにより加入者に通知するものとし、これに変更があった場合も同様とします。

- (1) インターネット投票を受け付ける競走
- (2) インターネット投票の受付の開始時刻及び締切時刻
- (3) 勝馬投票券の購入を申し込むことができる一節及び一日あたりの回数
- (4) その他インターネット投票に関し必要な事項

(勝馬投票券の購入限度額)

第11条 加入者1人あたりの勝馬投票券の購入限度額（以下「限度額」といいます。）は、次の各号のとおりとします。ただし、1回の申込みにおいて100万円を超えて勝馬投票券を購入することはできません。

- (1) 節の初日においては、その日のその申込みまでに加入者が口座振替手続きを行った投票券購入資金の合計額に、その日のその申込みまでのペイジー入金（加入者が、競馬会が別に定める日においてその定める方法により日本マルチペイメントネットワーク運営機構が提供する収納サービス「Pay-easy（ペイジー）」を利用して競馬会が指定する口座へ入金することをいいます。）の合計額を加えた額から、その日のその申込みまでの購入金の合計額を減じた額に、その日のその申込みまでに加入者が購入した勝馬投票券に係る交付額を公表した払戻金（法附則第5条第1項の1号給付金及び2号給付金、法附則第6条第1項の1号給付金及び2号給付金を含みます。以下同じ。）及び返還金の合計額を加えた額（以下「当日取引残高」といいます。）とします。
- (2) 節の2日目以降の各日においては、その日の前日末時点の限度額に当日取引残高及びその日の前日までに購入したその日の競走の勝馬投票券に係る交付額を公表した払戻金及び返還金の合計額を加えた額とします。

(設定上限額に係る取扱い)

- 第12条 競馬会は、加入者からインターネット接続端末によりウェブサイトを利用して1節あたりの勝馬投票券を購入できる上限額（以下「会員設定上限額」といいます。）の設定の申請があったときは、速やかに加入者の会員設定上限額を設定します。
- 2 競馬会は、加入者から競馬会指定の書面により会員設定上限額の設定の申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初の開催日を含む節の初日に会員設定上限額を設定します。
  - 3 競馬会は、前2項の規定により会員設定上限額を設定された加入者からの勝馬投票の申込みについて、その申込みの額が会員設定上限額からその申込みの日の属する節のその申込みまでの購入金の合計額を減じた額にその申込みまでに購入した勝馬投票券に係る交付額を公表した返還金の合計額を加えた額を超える場合は、その勝馬投票の申込みを受け付けないものとします。
  - 4 競馬会は、会員設定上限額を設定された加入者からインターネット接続端末によりウェブサイトを利用して会員設定上限額の解除又は額の変更に係る申請があったときは、速やかに加入者の会員設定上限額の設定を解除し、又は額を変更するものとします。
  - 5 競馬会は、会員設定上限額を設定された加入者から競馬会指定の書面により会員設定上限額の解除又は額の変更に係る申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初の開催日を含む節の初日に会員設定上限額の設定を解除し、又は額を変更するものとします。
  - 6 前2項の場合において、競馬会は、最後に会員設定上限額を設定し、又は変更した日（開催日前日のうち競馬会が別に指定した時間帯に設定又は変更した場合は、その翌日とします。）以後180日を経過しない期間（競馬会が別に指定した日の時間帯を除きます。）になされた申請については、会員設定上限額を減ずるものを除き、申請を受け付けないものとします。

(購入申込方法)

- 第13条 加入者は、インターネット投票により勝馬投票券の購入を申し込む場合は、受付URLにおいて、加入者番号、暗証番号及びP-A-R-S番号を競馬会の計算機に送信するものとします。ただし、パソコン用の受付URLにおいては、I-N-E-T-I-Dを加えて競馬会の計算機に送信するものとします。
- 2 競馬会は、前項の規定による送信内容を確認した後、加入者に対して第11条の規定による購入限度額を通知します。
  - 3 加入者は、前項の規定による競馬会の通知を受信後、受付URLを通して、勝馬投票券の購入を申し込むために、以下の事項を競馬会の計算機に送信するものとします。
    - (1) 競馬場名
    - (2) 競走の施行日
    - (3) 競走の番号
    - (4) 勝馬投票法の種類
    - (5) 馬(又は枠)番号
    - (6) 購入金額
    - (7) 加入者番号
    - (8) 暗証番号
    - (9) P-A-R-S番号
  - 4 加入者は、パソコン用およびスマートフォン用の受付URLを通して勝馬投票券の購入を申し込む場合は、前項各号の項目に加え、I-N-E-T-I-Dを競馬会の計算機に送信するものとします。
  - 5 競馬会は、前4項の規定による申込みが所定の条件を満たした投票であるときは、その申込みを受理するものとします。
  - 6 競馬会は、第1項から第4項までの規定による購入の申込みが所定の条件を満たした投票でないときは、その投票を含む1回あたりのすべての申込みを受理することなく、加入者側の端末機にその旨を送信するものとします。
  - 7 前項の場合において、加入者は、競馬会からの送信内容又は第15条第2項に基づき供した内容を確認の上、改めて購入の申込みをすることができるものとします。

(勝馬投票券の発売に関する契約の成立)

- 第14条 加入者と競馬会との間のインターネット投票による勝馬投票券の発売に関する契約は、加入者番号、暗証番号及びP-A-R-S番号が合致し、かつ、所定の条件を満たした申込みが競馬会の計算機に受理され、その競走の発売金として合算された場合に成立するものとします。
- 2 前項の契約について、勝馬投票券の購入の申込みがパソコン用およびスマートフォン用の受付URLを通じて行われた場合は、前項の事項に加え、I-N-E-T-I-Dが合致し、かつ、所定の条件を満たした申込みが競馬会の計算機に受理され、その競走の発売金として合算されたときに成立するものとします。
  - 3 競馬会は、前2項の規定により加入者の申込みに係る契約が成立したときは、勝馬投票券を発券し、その旨の通知を、加入者側の端末機に送信するものとします。
  - 4 通信異常、機器故障その他により前項の通知が加入者側の端末機に到達しなかった場合においても、第1項及び第2項の契約の成立には一切影響がないものとします。
  - 5 加入者は、第1項及び第2項の規定により成立した契約については、これを解除し、又は変更することはできません。
  - 6 前条に定める投票方式のほか、競馬会が別に定める電話投票方式により行われた勝馬投票券の購入申込みが、競馬会の計算機に受理され、その競走の発売金として合算された場合は、発売に関する契約は成立するものとし、その取扱いは前3項の取扱いに準じるものとします。

(勝馬投票券の代理受領)

第15条 加入者がインターネット投票により購入した勝馬投票券は、競馬会が加入者に代わって受領し、競馬会が定める形式で保管するものとします。

- 2 前項の勝馬投票券について、加入者がその閲覧を請求した場合、競馬会は、その勝馬投票券を発売した日から60日間、競馬会が指定した方法で閲覧に供します。

(購入金の支払、払戻金及び返還金の交付)

第16条 加入者が購入した勝馬投票券の代金に係る支払は、勝馬投票券の発売に関する契約が成立した時点で、限度額から減じることにより行うものとします。

- 2 競馬会は、払戻金及び返還金の額を公表した後速やかに、それぞれの額を限度額に加えることにより、加入者へ交付するものとします。

(勝馬投票の受付の拒否)

第17条 競馬会は、加入者の勝馬投票券の購入の申込みについて疑義があるときその他競馬会が必要と認めたときは、当該申込みを受け付けないことがあります。

(異議申立て)

第18条 加入者は、インターネット投票における勝馬投票券の購入金、払戻金及び返還金に関する異議を、当該勝馬投票券の購入の申込みをした日から30日以内に限り、競馬会に申し立てることができます。

(投票券購入資金の振替又はペイジー入金)

第19条 加入者は、勝馬投票券の購入にあたっては、競馬会が別に定める時間内に、即PAT指定口座から競馬会指定口座への投票券購入資金の振替を行うものとします。

- 2 前項に定めるもののほか、加入者は、ペイジー入金を利用して競馬会指定口座へ入金を行うことができるものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、加入者は、競馬会が指定銀行毎に別に定める日若しくは時間又は指定銀行及び通信会社がシステムメンテナンスその他の理由によりサービスを提供できない日若しくは時間には、投票券購入資金の振替を行うことはできません。
- 4 加入者は、第1項に定める振替又は第2項に定めるペイジー入金に係る手数料を負担するものとします。
- 5 前項の手数料の金額は、別に定めるものとします。

(限度額の戻入れ)

第20条 競馬会は、節の最終日の勝馬投票券の発売終了後指定銀行毎に指定する時刻までに、限度額の全部を即PAT指定口座へ戻し入れる処理（以下「戻入れ処理」といいます。）を行うものとします。

- 2 前項に定めるもののほか、加入者は競馬会が定める発売開始時刻から締切時刻までの間、自ら戻入れ処理を行うことができるものとします。
- 3 第11条の規定にかかわらず、前項の戻入れ処理が行われた以後の限度額は、節の初日においては当該戻入れ処理が行われた後の当日取引残高とし、節の2日目以降の各日においては当該戻入れ処理が行われた後の当日取引残高にその日の前日までに購入したその日の競走の勝馬投票券に係る当該戻入れ処理が行われた後に交付額を公表した払戻金及び返還金の合計額を加えた額とします。
- 4 前3項の規定にかかわらず、競馬会が指定銀行毎に別に定める日若しくは時間又は指定銀行及び通信会社がシステムメンテナンスその他の理由によりサービスを提供できない日若しくは時間にあつては、戻入れ処理を行うことはできません。

(解約)

第21条 競馬会は、加入者から書面又は競馬会の指定する方法により解約の申請があったとき又は加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、加入者に通知することなく加入者契約を解約します。

- (1) 加入申込み時に通知された事項が真実でなかったことが判明したとき
- (2) 第8条に規定する欠格者となったとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 4年間を通じてインターネット投票の申込みがなかったとき
- (5) 即PAT指定口座を解約したとき
- (6) 20歳未満の者にインターネット投票の申込みをさせたことが判明したとき
- (7) 第27条に違反したと競馬会が認めたとき
- (8) その他競馬会が必要と認めたとき

(本人申請による利用の停止)

第22条 競馬会は、加入者から競馬会指定の書面により利用の停止の申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初の節の初日より、インターネット投票の利用を停止します。

- 2 競馬会は、前項の規定によりインターネット投票の利用の停止となった加入者から競馬会指定の書面により利用の停止の解除の申請があったときは、競馬会がその書面を受理した日の翌日以降の最初の節の初日より、インターネット投票の利用の停止を解除します。
- 3 第1項の規定によりインターネット投票の利用の停止となった加入者は、同項の規定により利用の停止となった日の属する年の翌年の末日までは、前項の規定による利用の停止の解除を申請することができません。

(家族申請による利用の停止)

第23条 競馬会は、加入者と同居する親族（成年者に限ります。）及び競馬会が特に認めた者（以下「家族」といいます。）から、加入者の利用の停止について、競馬会指定の書面に競馬会が加入者の利用停止について判断するために必要な書類を添えて申請があり、利用を停止するに足る相当な理由があると認めたときは、インターネット投票の利用を停止することとし、加入者及び申請をした家族（以下「申請家族」といいます。）に対して、その旨及び利用停止開始予定日を通知します。なお、利用停止開始予定日は、通知を発した日から1ヵ月が経過した日以降の最初の開催日を含む節の初日となります。

- 2 前項で定める必要な書類は、次の各号に掲げる書類となります。
  - (1) 加入者がギャンブル障害又は同様の疾病（以下「ギャンブル障害」といいます。）であることを証明する医師の診断書
  - (2) 前号の書類の取得が困難な場合は、加入者のインターネット投票によって加入者の家族の生計維持に重要な影響を及ぼしていることを証明する書類
  - (3) 加入者が、前項の規定により現に利用を停止されている場合は、利用停止通知
  - (4) 加入者が、加入者の家族申請によって競馬場等への入場を制限されている場合は、その旨が記載された競馬会からの通知文書
- 3 前項第3号及び第4号の書類の提出により利用停止となった加入者は異議を申し立てることができません。なお、利用停止開始予定日は、競馬会が利用停止を認めた通知を発した日から1週間が経過した日以降の最初の開催日を含む節の初日となります。
- 4 利用停止となった加入者（以下「利用停止加入者」といいます。）は、利用停止開始予定日の前日まで、競馬会指定の書面に別に定める書類を添えて提出することにより競馬会に異議を申し立てることができます。その場合、競馬会が当該異議申立てを裁決す

るまで利用停止の開始を猶予するものとし、競馬会は申請家族に対して、その旨を通知します。

- 5 前項で定める必要な書類は、次の各号に掲げる書類となります。
  - (1) 第2項第1号の書類の提出により利用停止となった加入者 加入者がギャンブル障害から回復したことを証明する医師の診断書
  - (2) 第2項第2号の書類の提出により利用停止となった加入者 確定申告書の控え又は給与所得の源泉徴収票
- 6 競馬会が、異議申立てに理由があると認めるときは、利用停止を取り消すこととし、利用停止加入者及び申請家族に対して、その旨を通知します。
- 7 競馬会が、異議申立てに理由がないと認めるときは、利用停止加入者及び申請家族に対して、その旨及び利用停止開始予定日を改めて通知します。
- 8 異議を申し立てた利用停止加入者は、競馬会が当該異議申立てを裁決するまで、競馬会指定の書面を提出することにより異議申立てを取り下げることができます。異議申立ての取下げがあった場合、競馬会は申請家族に対して、その旨及び利用停止開始予定日を改めて通知します。
- 9 利用停止加入者は、競馬会指定の書面に競馬会が加入者の利用停止の解除について判断するために必要な書類を添えて提出することにより、インターネット投票の利用停止の解除を申請することができます。
- 10 前項で定める必要な書類は、次の各号に掲げる書類となります。
  - (1) 第2項第1号の書類の提出により利用停止となった加入者 加入者がギャンブル障害から回復したことを証明する医師の診断書
  - (2) 第2項第2号の書類の提出により利用停止となった加入者 競馬会指定の書面に加入者の家族全員が解除申請に同意したことを示す署名（以下「家族同意署名書類」といいます。）
  - (3) 第2項第3号及び第4号の書類の提出により利用停止となった加入者 利用停止通知に記載の解除申請要件を満たす書類
- 11 前項第2号及び第3号のうち、家族同意署名書類の提出により解除申請をする場合は、利用の停止となった日の属する年の翌年の末日までは申請することができません。
- 12 競馬会は、利用停止加入者から提出された解除申請の書面及び書類により、利用停止加入者のインターネット投票の利用停止を解除するに足りる相当な理由があると認めるときは、競馬会が指定する日（以下「利用停止解除予定日」といいます。）よりインターネット投票の利用停止を解除することとし、利用停止加入者及び申請家族に対して、その旨及び利用停止解除予定日を通知します。
- 13 競馬会は、利用停止加入者から提出された解除申請の書面及び書類により、利用停止加入者のインターネット投票の利用停止を解除するに足りる相当な理由がないと認めるときは、インターネット投票の利用停止を解除しないこととし、利用停止加入者に対して、その旨を通知します。
- 14 利用停止加入者は、利用停止解除予定日の前日まで、競馬会指定の書面を提出することにより解除申請を取り下げることができます。

（利用の停止）

第24条 競馬会は、加入者の即PATの利用について疑義が生じたときその他競馬会が必要と認めるときは、インターネット投票の利用を停止することがあります。

（個人情報の取扱い）

第25条 競馬会は、次に掲げる場合に加入者の個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を保護措置を講じた上で収集し、保有し、利用し、提供し又は委託するものとします。

- (1) 加入者のインターネット投票の利用に関する業務を行う場合
  - (2) 競馬会が提供するサービス業務及びマーケティング活動を行う場合
  - (3) 加入者に応じた最適なサービス提供および安全利用に向けた啓発・周知等のため、  
購買履歴等の情報分析を行う場合
  - (4) 法的義務により競馬会が個人情報の提供を求められた場合
  - (5) 印刷・発送業務等のインターネット投票に関する業務を第三者に委託する場合
  - (6) 加入者の同意を得た場合
- 2 前項各号に掲げる場合において利用等を行う個人情報、次に掲げるものとします。
- (1) 氏名、住所、電話番号、暗証番号等加入者が申込時に届け出た事項
  - (2) 第8条第2項、第21条、第22条第1項及び第2項並びに第26条の規定により  
加入者が届け出た又は申請した事項
  - (3) 第7条の規定により競馬会が加入者に通知した事項
  - (4) 勝馬投票券の購入履歴、購入内容等の加入者のインターネット投票利用状況
  - (5) 振替金額、戻入れ処理金額等の加入者の即P A T指定口座に関する事項

(住所等の変更の届出)

第26条 加入者は、第6条で競馬会に通知した内容を変更したときは、直ちに書面又は競馬会の指定する方法により競馬会に届け出なければなりません。

(禁止事項)

第27条 加入者は、次に掲げる事項をしてはなりません。

- (1) 加入者本人以外の者にインターネット投票の申込みをさせる行為
- (2) 他人からの委託によりインターネット投票の申込みをする行為
- (3) 加入者の名義を変更し、又は加入資格を譲渡する行為
- (4) インターネット投票を利用して取得したすべての情報を第三者に提供する行為
- (5) 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、又はそれらに結びつく行為
- (6) 競馬会又は第三者の財産、プライバシー、名誉、信用等に損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (7) インターネット投票のサービスの全部又は一部を商業目的で利用する行為
- (8) コンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限させるようなコンテンツを送信する行為
- (9) インターネット投票のサービス又はサービスに接続しているネットワークを妨害したり、混乱させたりする行為
- (10) 他の加入者の個人情報を収集し、若しくは蓄積する行為、又はそのおそれのある行為
- (11) 競馬会に帰属する知的財産権を侵害する行為
- (12) その他競馬会が不適切と認めた行為

(知的財産権)

第28条 インターネット投票のコンテンツ、ソフトウェア、個々の情報（データ）及びインターネット投票を利用して取得したすべての情報に関する知的財産権は、競馬会に帰属するものとします。

- 2 加入者は、文書による本会の事前の承諾なく、即P A Tを通じて提供されるいかなる情報も、複製、送信、改変、転載その他の態様で利用することはできないものとします。
- 3 加入者が前項の規定に違反した場合であって、本会に損害が生じたときは、競馬会は加入者に対し、当該違反行為によって生じた損害を請求できるものとします。

(秘密保持)

- 第 29 条 加入者は、インターネット投票を行うための加入者番号、暗証番号、P-A-R-S 番号及び I-N-E-T-I-D を絶対に第三者に漏らしてはなりません。
- 2 加入者は、加入者番号、暗証番号その他のインターネット投票に関する秘密が漏れいするおそれのある事態が発生した場合は、その旨を直ちに競馬会に届け出なければなりません。

(注意事項)

- 第 30 条 加入者は、20 歳未満の者が加入者の加入者番号、暗証番号、P-A-R-S 番号及び I-N-E-T-I-D を使用してインターネット投票の申込みをすることのないよう特に注意しなければなりません。

(免責)

- 第 31 条 勝馬投票券の発売に関する契約が成立した場合は、その申込みが加入者本人以外の者によって行われたときであっても、競馬会は一切それによる損害の責を負いません。
- 2 競馬会以外の者が提供するウェブサイト、アプリケーションその他それに類するものとの連携による勝馬投票に関する損害について、競馬会は一切その責を負いません。
- 3 天災地変、通信混雑、通信障害、計算機障害その他やむを得ない事由により勝馬投票の申込みを受け付けられない場合、口座振替ができない場合、戻入れ処理が遅延する場合その他インターネット投票の利用及びその他即 P A T に関する手続きができない場合があっても、予見の有無にかかわらず、競馬会、通信会社又は指定銀行は、一切その責を負いません。ただし、競馬会の故意又は重過失によるものであった場合はこの限りではないものとし、通信会社又は指定銀行の故意又は重過失によるものであった場合は、当該通信会社又は指定銀行の定めるところにより対処されるものとします。
- 4 即 P A T の利用における競馬会の責任は、合理的な努力をもって即 P A T を提供することに限られるものとします。また、競馬会は即 P A T (即 P A T で利用するシステムを含む) の正確性、最新性、有用性、信頼性、特定の目的や特定の用途への適合性、会員による本サービスの利用が第三者の権利や利益を侵害しないことにつき保証しません。

(分離可能性)

- 第 32 条 本約定等のいずれかの条項又はその一部が、民法、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約定等のそれ以外の部分は、継続して効力を維持します。

(約定の改正)

- 第 33 条 競馬会は、民法第 548 条の 4 の規定により、この約定を変更できるものとします。
- 2 競馬会は、前項の規定によりこの約定を変更するときは、変更後の約定の効力発生日の 1 か月前までに、約定を変更する旨、変更後の約定の内容及びその効力発生日を競馬会のホームページに掲示すること等により加入者に通知するものとします。
- 3 変更後の約定の効力発生日以降に加入者が即 P A T を利用したときは、加入者が約定の変更へ同意したものとみなします。

(準拠法、裁判管轄)

- 第 34 条 この約定の準拠法は日本法とし、インターネット投票の利用に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

(準用)

第35条 この約定の条項は、即PATの利用にあたり、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。）第2条第3項に規定する資金移動業者が行う為替取引（移動させる資金が金銭で払い出しできる為替取引に限ります。）を利用する場合において準用することとし、次の各号に掲げる条項は、当該各号のとおり読み替えるものとします。

(1) 第3条(3)

即PAT指定アカウント 競馬会が別に定める資金移動業者（以下「指定資金移動業者」といいます。）のアカウントのことをいいます。

(2) 第3条(4)

加入者 インターネット投票による勝馬投票券の購入が可能であり、その勝馬投票券購入代金について、即PAT指定アカウントから競馬会が指定する口座（以下「競馬会指定口座」といいます。）へ振り替える方法により送金処理を行う者のことをいいます。

(3) 第5条第1項

加入者となることを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、あらかじめ、指定資金移動業者に即PAT指定アカウントを設けなければなりません。

(4) 第5条第2項

申込者は、勝馬投票券の購入に充当する予定の金額（以下「投票券購入資金」といいます。）が即PAT指定アカウントから競馬会指定口座に振り替えられることについて、指定資金移動業者と同意しなければなりません。

(5) 第11条(1)

節の初日においては、その日のその申込みまでに加入者が即PAT指定アカウントから振替を行った投票券購入資金の合計額に、その日のその申込みまでのペイジー入金（加入者が、競馬会が別に定める日においてその定める方法により日本マルチペイメントネットワーク運営機構が提供する収納サービス「Pay-easy（ペイジー）」を利用して競馬会が指定する口座へ入金することをいいます。）の合計額を加えた額から、その日のその申込みまでの購入金の合計額を減じた額に、その日のその申込みまでに加入者が購入した勝馬投票券に係る交付額を公表した払戻金（法附則第5条第1項の1号給付金及び2号給付金、法附則第6条第1項の1号給付金及び2号給付金を含みます。以下同じ。）及び返還金の合計額を加えた額（以下「当日取引残高」といいます。）とします。

(6) 第19条第1項

加入者は、勝馬投票券の購入にあたっては、競馬会が別に定める時間内に、即PAT指定アカウントから競馬会指定口座への投票券購入資金の振替を行うものとします。

(7) 第19条第3項

前2項の規定にかかわらず、加入者は、競馬会が指定資金移動業者毎に別に定める日若しくは時間又は指定資金移動業者及び通信会社がシステムメンテナンスその他の理由によりサービスを提供できない日若しくは時間には、投票券購入資金の振替を行うことはできません。

(8) 第20条第1項

競馬会は、節の最終日の勝馬投票券の発売終了後指定銀行及び指定金融機関毎に指定する時刻までに、限度額の全部を即PAT指定アカウント連動口座（即PAT指定アカウントと連動する口座であって、競馬会からの出金の振込先口座となるものをいいます。以下同じ。）を通じて即PAT指定アカウントへ戻し入れる処理（以下「戻入れ処理」といいます。）を行うものとします。

(9) 第20条第4項

前3項の規定にかかわらず、競馬会が指定銀行及び指定資金移動業者毎に別に定める日若しくは時間又は指定銀行、指定資金移動業者及び通信会社がシステムメンテナンスその他の理由によりサービスを提供できない日若しくは時間にあつては、戻入れ処理を行うことはできません。

(10) 第21条(5)

即PAT指定アカウントを解約したとき

(11) 第25条第2項(5)

振替金額、戻入れ処理金額等の加入者の即PAT指定アカウント及び即PAT指定アカウント連動口座に関する事項

(12) 第31条第3項

天災地変、通信混雑、通信障害、計算機障害その他やむを得ない事由により勝馬投票の申込みを受け付けられない場合、振替ができない場合、戻入れ処理が遅延する場合その他インターネット投票の利用及びその他即PATに関係する手続きができない場合があつても、予見の有無にかかわらず、競馬会、通信会社、指定銀行又は指定資金移動業者は、一切その責を負いません。ただし、競馬会の故意又は重過失によるものであつた場合はこの限りではないものとし、通信会社、指定銀行又は指定資金移動業者の故意又は重過失によるものであつた場合は、当該通信会社、指定銀行又は指定資金移動業者の定めるところにより対処されるものとします。